

庁名 大津地方裁判所管内の簡易裁判所
 郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金	備 考
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	6	20		10	10	10	6000円	6000円 当事者が1名増すごとに2500円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内 訳) 500円4枚 110円4枚
	少額訴訟	6	20		10	10	10	6000円	6000円 当事者が1名増すごとに2500円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内 訳) 500円4枚 110円4枚
民事調停	民事調停		5			8	4	750円	1000円 相手方が1名増すごとに1000円追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	相手方が1名増すごとに330円分を追加 (内 訳) 110円3枚
支払督促	支払督促	2	3					1330円	5000円(仮執行宣言申立分も含む。予納金の場合は はがき不要) 債務者が1名増すごとに3000円を追加 電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用が可能です。その場合は、申立て後、裁判所から「保管金提出書」を交付又は郵送します。	債権者通知用 はがき 1枚 ※通常(官製)はがき、又は85円の郵便切手を貼付した私製はがき 債務者が1名増すごとに1220円分1組 110円1枚、はがき1枚を追加